平成 25 年 6 月

検体検査実施料新規収載のお知らせ

謹啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年 5 月 31 日付「保医発 0531 第 1 号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記の項目につき検体検査実施料が平成 25 年 6 月 1 日より適用されましたので、ご案内申し上げます。

敬白

記

保医発 0531 第 1 号（H25.5.31）　　―平成 25 年 6 月 1 日より適用―

項　目　名	実　施　料 （区　分）	判　断　料	備　考
抗トリコスポロン・アサヒ抗体	**９００点** （D014－25）	免疫学的検査 １４４点	注） 〈検討中〉

注）ア 抗トリコスポロン・アサヒ抗体は、区分番号「Ｄ０１４」自己抗体検査の「２５」抗アセチルコリンレセプター抗体の所定点数に準じて算定する。

イ 当該検査は、ＥＬＩＳＡ法により、夏型過敏性肺炎の鑑別診断を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患びまん性肺疾患調査研究班による「過敏性肺炎の診断の手引と診断基準」により、夏型過敏性肺炎が疑われる患者とする。

■臨床的意義

夏型過敏性肺炎は、高温多湿な居住環境に増殖したトリコスポロンの真菌胞子を反復吸引することで、細気管支から肺胞領域にⅢ型およびⅣ型アレルギー反応が起こって発症するアレルギー性肺炎です。わが国の過敏性肺炎の約 70%を占め、特に西日本を中心に高温多湿な夏季に、カビの生えやすい環境にある患者家屋で多発します。多くは亜急性型をとり、入院数日から 10 日前後で症状が軽快しますが、環境の改善を行なわないと翌年夏季の同時期に再発するといわれています。また、抗原曝露が繰り返し起こると、肺病変は次第に慢性化し不可逆性に進行する症例もあります。

本検査は、夏型過敏性肺炎の主要な原因抗原であるトリコスポロン・アサヒ（*Trichosporon asahii*）に対する特異抗体を検出するため、帰宅誘発試験による負担が軽減され、夏型過敏性肺炎の診断および呼吸器感染症や間質性肺疾患との鑑別に有用と考えられます。

以上

＊ 収載項目についての詳細は担当営業部員または下記へお問合せ下さい。

インフォメーション：0298-37-2721(代)

2013－B－003

株式会社 江東微生物研究所